

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成26年1月、我が国は障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）を締結しました。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。条約締結に向けて、障害者基本法の改正や障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の制定、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正が行われ、障害者の権利の実現に向けた取組みが強化されています。また、平成24年10月より障害者虐待防止法（障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行され、障害者の権利擁護に向けた取組みも進められています。平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の定義に新たに難病等が追加され、障害者福祉サービス等の対象が広がりました。

名張市の人口は平成12年度をピークに減少し、かつ、少子化の影響のある中で、障害のある人の数は平成12年から25年までで2倍近くまで増加しており、その内容についても重複化や高齢化といった問題やメンタルケア・発達障害等多様化してきております。

加えて、介護者である家族の高齢化も進んでおり「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなってきています。障害のある人本人のみならず、介護者等からの支援策の拡充に対する要望は年々増すばかりで、そのニーズも多様化してきています。

障害者総合支援法の中で目指されている方向性は、個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援することであり、そのための支援基盤の充実が必要となっています。したがって地域生活は、単に福祉サービスの量的拡大を目標にするだけではなく、気楽に相談できる場、働く場、芸術活動やオフタイムを楽しむ場など質の充実が求められています。さらに、これらのサービスの充実は早期から生涯に亘り整えていくことが大切であると考えます。

また、地域社会においての生活を進めるには、サービスの充実だけでなく、地域の人々が障害への理解を深めることも重要です。近年進められた法整備と合わせて、広く市民に啓発していく必要があります。

名張市では、一般市民の意識も高まってきており、市民によるボランティア活動や新しい公を担うNPO法人の活動も活発化しています。

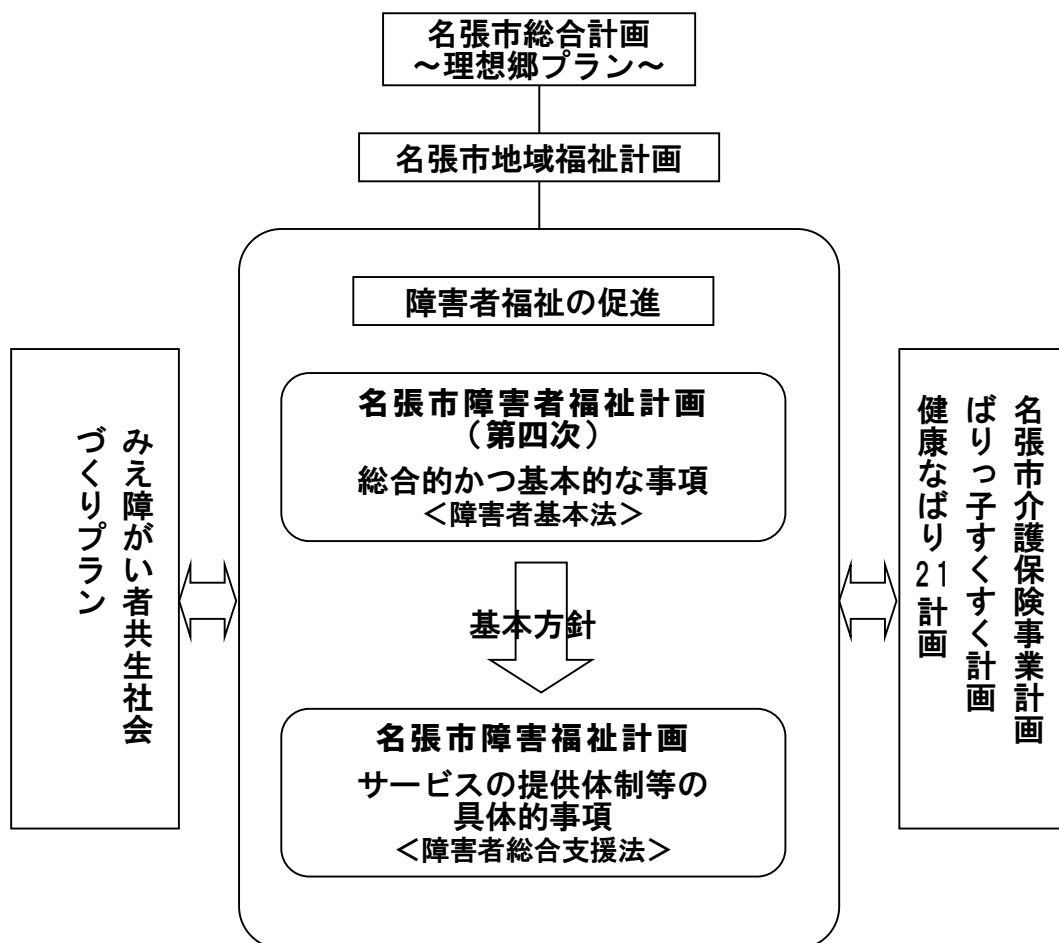
こうした中、名張市では、国や県の動向や障害のある人の生活実態等を見極めながら、障害の有無にかかわらず誰もがお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできるまちづくりを目指して、障害福祉サービスの具体的な数値目標とその

達成施策を明らかにするため、ここに第4期となる新しい計画を策定しました。

2. 計画の性格

本計画は、障害者総合支援法（平成24年法律第51号）第88条第1項に基づき、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年厚生労働省告示第231号）を踏まえ策定したものです。

「第四次名張市障害者福祉計画」が障害のある人のための施策の基本的な指針を明らかにする総合的な計画であるのに対し、本計画は障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の推進に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策などを示す実施計画と位置づけています。本計画の理念や基本目標など、基本的な方針に関する事項は「第四次名張市障害者福祉計画」と同様の内容としています。



また、本計画は、上位計画にあたる「名張市総合計画～理想郷プラン～」、「名張市地域福祉計画」を踏まえるとともに、「名張市介護保険事業計画」、「ばりっ子すくすく計画」、「健康なばり 21 計画」といった福祉分野の関連計画及び三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」との整合性にも配慮しています。

3. 計画の期間及び見直しの時期

「障害福祉計画」は、本市において、これまでに三度にわたって計画策定を行い、福祉サービスの基盤整備を図ってきました。第4期となる本計画の計画期間は平成27年度から平成29年度までの3か年となっており、第3期計画の取組状況や実績を踏まえながら、必要な見直しを行った上で目標達成のための施策推進の方針を定めます。

なお、本計画について、社会経済状況の変化等を踏まえつつ、進捗の管理、分析及び評価を1年ごとに行い、必要な場合には本計画の見直しを図ります。

第4期障害福祉計画の計画期間



4. 計画の重点課題

「第四次名張市障害者福祉計画」では、次の3つを重点課題として掲げています。

- ・ ライフステージに対応した総合的な施策の推進
- ・ 安心して暮らせる地域社会の構築
- ・ 自立を支援する就労体制の充実

本計画においても、これらの課題を基本に置きながら、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、地域生活移行と就労支援等を促進するため、新たな制度に基づくサービスや支援体制の円滑な構築と効果的な運用を目指します。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の実情に即した実効性のある内容のものとするため、サービスを利用する障害のある人やその家族、障害者団体、事業者などの意見を踏まえ、計画に反映することを基本とし、以下の体制で計画を策定しました。

(1) 策定委員会の設置

本計画は、障害のある人や障害者団体、学識経験者や保健、医療、福祉関係者などで構成する「名張市障害者施策推進協議会」を策定委員会に位置づけました。

(2) 専門会議の開催

本計画を策定するにあたり、「名張市共生地域デザイン会議(旧名張市自立支援協議会)」を開催して、地域移行や就労支援等の方策を検討し、その意見を策定委員会に反映しました。

(3) 障害のある人のニーズの把握

障害のある人のニーズ把握については、障害支援区分の認定調査時や各障害者団体等からのヒアリング、また、既存データの活用など、本計画に反映ができるように努めました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「第四次名張市障害者福祉計画」では、ライフステージの全ての段階において全人的復権を目指すリハビリテーションと、障害のある人がない人と同等に生活し活動する共生社会を目指すノーマライゼーションを基本理念に掲げています。

本計画においてもこの基本理念を共有し、地域社会全体で障害のある人の自立した生活を支えることを目指します。

また、障害者総合支援法では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げています。その同法の趣旨を踏まえ、必要な障害福祉サービスの提供や相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行の一層の促進、一般就労への移行支援の強化等のサービス提供体制を整え、地域住民や関係団体と連携・協働をさらに推進して、障害のある人の生活を地域社会全体で支えるシステムの構築を図ります。

2. 計画の基本目標

「第四次名張市障害者福祉計画」では、基本的人権の尊重のもと、次の3つの基本目標を掲げています。

- ①人権尊重に根ざした障害者の主体性と自立性の確立
- ②すべての市民が安心して平等に暮らせる地域社会づくり
- ③市民全員の参加によるノーマライゼーションの実現

本計画においても、これらの基本目標を継承し、より実効ある計画とするため、国や県の目標値を参考にして、平成29年度末までの数値目標を設定し、障害のある人等の自立と地域生活を支援するものとします。

3. 重点的な数値目標（平成 29 年度末の数値目標の設定）

（1）施設入所者の地域生活への移行

・地域生活移行者数

項目	数 値	説 明		
現在の入所者数	63 人	平成 26 年 3 月 31 日現在の入所者数		
平成 29 年度目標値 （地域生活移行者数）	8 人	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
※平成 25 年度末時点の入所者のうち、平成 29 年度末までに地域へ移行する人		2	3	3

平成 26 年 3 月 31 日現在の施設入所者数は 63 人となっています。国の指針では平成 26 年 3 月 31 日現在の 12%以上が地域生活へ移行することとなっています。これまでの実績や受け皿の実情を勘案し、地域生活移行人数を 8 人としています。

・施設入所者数

項目	数 値	説 明
現在の入所者数(A)	63 人	平成 26 年 3 月 31 日現在の入所者数
平成 29 年度入所者数(B)	57 人	平成 30 年 3 月 31 日現在の入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	6 人 9.5%	

平成 26 年 3 月 31 日現在の施設入所者数は 63 人となっています。国の指針では平成 26 年 3 月 31 日現在の 4%以上を削減することとなっています。地域生活への移行を進める一方で、生活の安定が必要な若年層の利用のニーズもあることを勘案し、入所者数を 57 人としています。

（2）福祉施設での就労から一般就労への移行

・一般就労移行者数

項目	数 値	説 明		
平成 24 年度一般就労移行者数	8 人	平成 24 年度に福祉施設から一般就労した者の数		
平成 29 年度目標値 （一般就労へ移行する者の数）	12 人	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
※29 年度の福祉施設から一般就労する者の数		9	10	12
	1.5 倍	平成 24 年度との比較		

国の指針では、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上となっていますが、これまでの実績や受け皿の実情を勘案し、平成 29 年度の一般就労への移行人数を 12 人としています。

・ 就労移行支援事業利用者数

項目	数 値	説 明		
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	12 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数		
平成 29 年度目標値 (就労移行支援事業利用者数)	15 人	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
		12	14	15
※29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数	1.25 倍	平成 25 年度との比較		

国の指針では、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加することとなっていますが、これまでの実績や受け皿の実情を勘案し、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を 15 人としています。

・ 就労移行支援事業所の就労移行率

項目	数 値	説 明
就労移行支援事業所数	1 ヶ所	平成 29 年度末の事業所数
就労移行率が 30%以上の事業所数	1 ヶ所	平成 29 年度末の事業所数
就労移行率が 30%以上の事業所の割合	100%	

国の指針では、平成 29 年度末における就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業所の割合を全体の 5 割以上とすることとなっています。現在、市内には就労移行支援事業所が 1 か所あります。これまでの実績や雇用拡大を図る取組みを勘案し、就労移行率が 30%以上の事業所の割合を 100%としています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

・ 地域生活支援拠点等の整備

項目	数 値	説 明
地域生活支援拠点の整備数・場所	1 ヶ所／伊賀圏域もしくは名張市内	平成 29 年度末時点

国の指針では、地域生活への移行を推進するために、地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上整備することを基本と

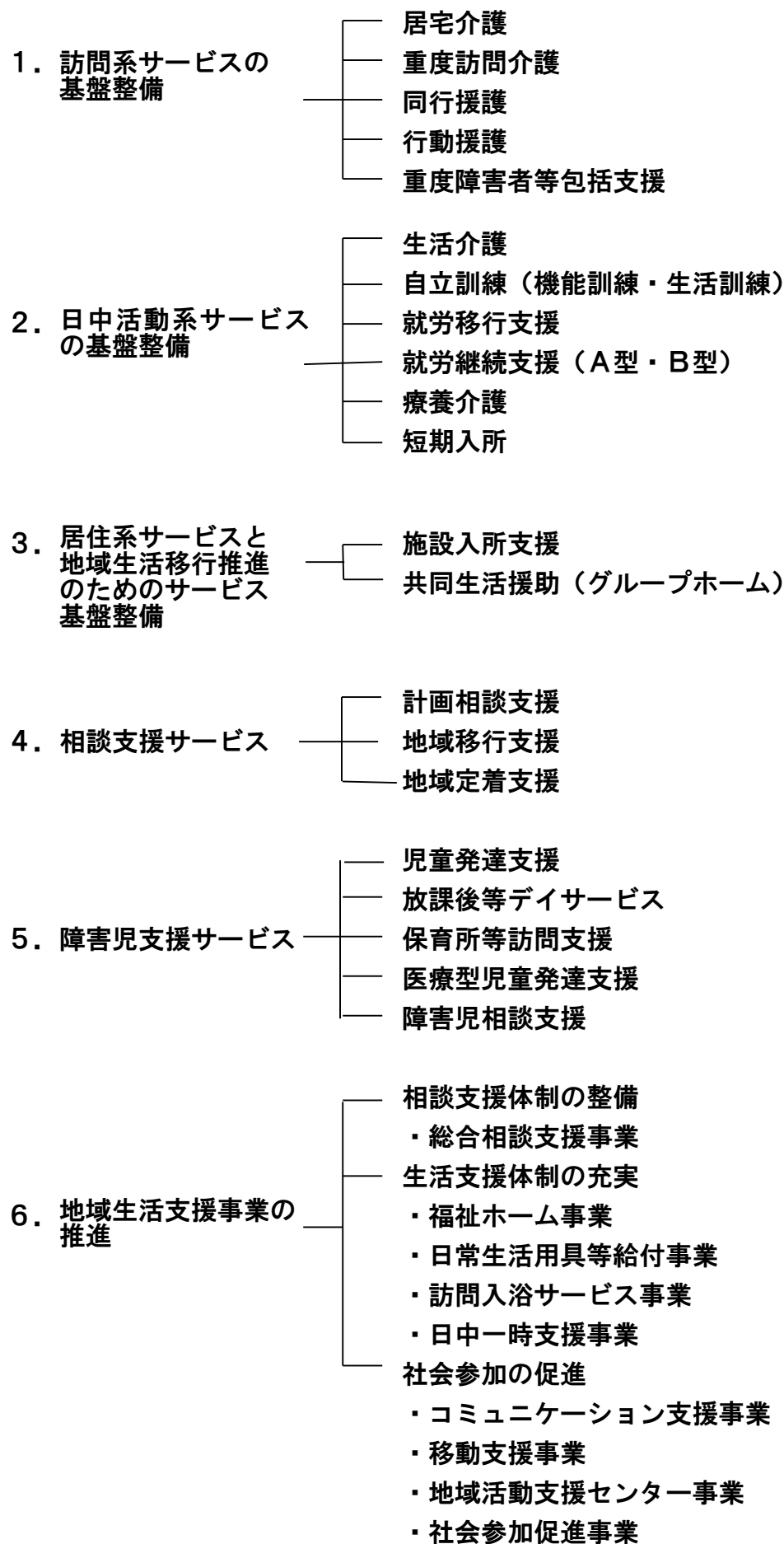
しています。名張市においては、高齢者向けの支援体制を考慮に入れつつ、伊賀圏域で連携して整備の検討を進めます。

4. 計画の基本分野と施策の体系

基本理念や基本目標を実現するため、国が示す基本指針を踏まえ、本計画における基本分野を「訪問系サービスの基盤整備」、「日中活動系サービスの基盤整備」、「相談支援サービス」「障害児支援サービス」「居住系サービスと地域生活移行推進のためのサービス基盤整備」、「地域生活支援事業の推進」、「地域における生活支援の充実」の7分野とします。

これらの分野について課題を設定し、新たな目標を加えながら施策目標と数値目標を明らかにします。

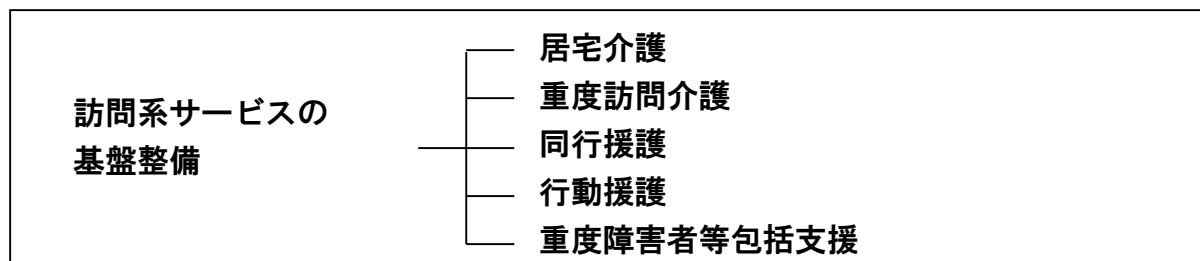
＜施策の体系＞



7. 地域における生活支援の充実
- 障害や障害のある人に対する理解の促進
 - 制度及びサービス内容の周知と普及
 - 利用者の意思を尊重した適切なサービス提供
 - 就労支援の充実
 - 地域移行支援の充実
 - 権利擁護体制の充実
 - 今後検討すべき課題

第3章 計画の課題と方策

1. 訪問系サービスの基盤整備



<現状と課題>

住み慣れた地域社会において障害のある人の日常生活を支えるためには、身体介護や家事援助などの支援が必要です。長期入院・施設入所者の地域移行を積極的に進めていくことに伴い、訪問系サービスの需要が拡大し、事業所・人材等の開拓が必要となっています。また、行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対しては、危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護も必要です。

さらに、重度障害のある人には複数のサービスを効果的に組み合わせ総合的に支援する必要があります。

また、障害種別を問わず必要な訪問系サービスが受けられる体制整備の推進と事業所職員の専門性の向上とスキルアップのための働きかけも必要となっています。

訪問系サービスの利用状況を見てみると、月平均当りの利用時間総数が平成24年度は2,105時間、平成25年度は2,142時間、平成26年度（4月～6月まで）は2,120時間、利用者の方も平成24年度は96人、平成25年度は99人、平成26年度（4月～6月まで）が110人とともに増加傾向にあります。このことから、より多くのサービスを必要としている人が増加していること、並びにサービスの受け皿が不足していることがうかがえます。

介護従事者の人材確保、さらに人材の定着を支援する体制づくりが課題となっています。

<方策と目標>

障害のある人の在宅生活を支援するため、その生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障害のある方も安心して暮らせるよう、サービスの質や量の充実を図り、身体介護や家事援助を行うヘルパーを派遣します。このため、ケアマネジメント体制の充実を図り、障害者や家族の希望、障害の程度に応じた効果的な訪問サービスを行います。

訪問系サービスに対するニーズに対応するため、計画的にサービスの提供体制を整備・拡充するとともに、ヘルパーに対する研修や情報提供の充実に努めます。ま

た、3障害のサービスを一元化して提供していくため、障害の特性を理解した人材の確保・養成に努めます。人材確保については、定年退職者の活用や有償ボランティアの制度化などを視野に入れ検討していきます。

ホームヘルプサービス、まちの保健室、民生委員等と連携して、近隣住民の見守りや支えあいの活動を促進し、身近な地域における支援ネットワークの形成や地域ぐるみの支援体制の構築に取り組むなど、在宅での安心な暮らしを支援します。

数値目標は、現に利用している者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めています。

(1) 居宅介護

障害のある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障害者及び重度の精神障害者であって、常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護を行います。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な支援を行います。

(4) 行動援護

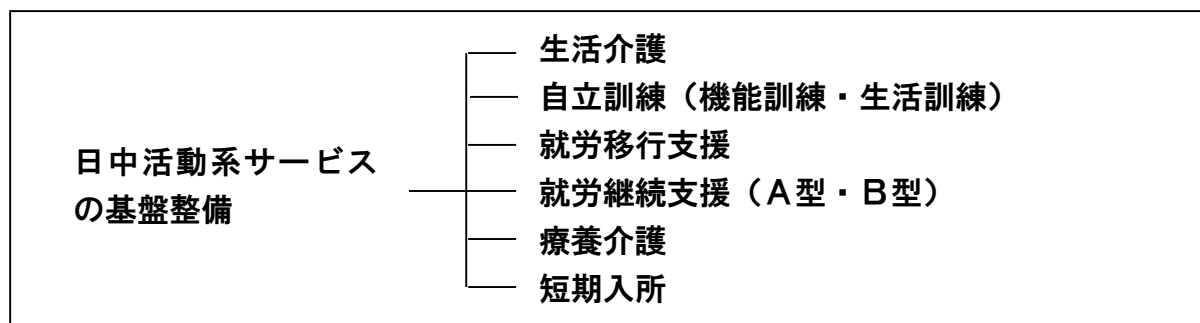
知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

項 目		27 年度	28 年度	29 年度
居宅介護	延べ利用時間数／月 (単位：時間)	2,091	2,154	2,219
	利用者数／月 (単位：人)	103	107	110
重度訪問介護	延べ利用時間数／月 (単位：時間)	8	8	8
	利用者数／月 (単位：人)	1	1	1
同行援護	延べ利用時間数／月 (単位：日)	250	275	300
	利用者数／月 (単位：人)	10	11	12
行動援護	延べ利用時間数／月 (単位：日)	48	64	80
	利用者数／月 (単位：人)	3	4	5
重度障害者等 包括支援	延べ利用時間数／月 (単位：日)	0	0	0
	利用者数／月 (単位：人)	0	0	0

2. 日中活動系サービスの基盤整備



<現状と課題>

- ① 障害のある人がその人らしく地域生活を過ごすためには、日中活動の場の充実が必要です。特に、施設や病院からの地域生活への移行を重点的に進めるにあたり、その取組に対応した日中活動の場の整備が課題となっています。
- ② 障害のある人の高齢化への対応や、障害の重度化や二次障害の予防、児童の療育を含む通所支援や短期入所などのサービスの充実が必要とされています。また、家庭での生活が困難な子どもの療育や地域での支援、児童の発達障害への早期の対応等、療育システムの検討実現が課題となっています。さらに、療養介護など、県下に限られた施設しかないことから、潜在的なニーズにも対応していく必要があります。
- ③ 就労関係のサービスをはじめ、サービスの不足部分の補填・確保、また、それが困難な場合の対応が大きな課題となっています。

<方策と目標>

- ① 利用者が希望するサービスを選択し利用できるよう、サービス提供事業所の拡大につながる取組を促進し、サービスの不足部分の拡充など、日中活動の場の確保を図っていきます。

また、日中活動に関する多様な情報提供や相談体制の充実を進めます。

障害のある人が地域社会の中で人々との豊かな交流を広げながら、質の高い暮らしを創造できるよう、ボランティアや地域住民、また、障害者施設等の理解と協力を得ながら、生涯学習や地域行事への参加、地域住民向けの施設への見学会や行事への参加等、一方的な関わりだけでなく、障害のある人と地域住民が相互に関わりをもち、障害のある人が地域への移行を円滑に進めることができ、地域への受入れの理解が進むような取組を推進していきます。

- ② 障害のある高齢者については、介護保険との関係整備が必要であり、地域生活の継続が維持されるよう、個々の状況に応じたサービス提供を調整していきます。様々なニーズのある障害児については、地域の身近な場所で、必要なサービスが利用できるよう障害児やその保護者に対する相談支援等を総合的に行う児童発達支援センター等の機能強化に取り組めます。

③ 障害のある人が地域の中で自立し、生きがいを持って暮らせるよう就労を積極的に促進していくことが必要なことから、就労移行支援事業の事業所の確保に努めます。また、就労継続支援事業については、障害のある人の自立を支援するため、知識・能力の向上を図るとともに、適切な工賃の確保に努めます。

さらに、障害のある人の就労を多様な分野の関係機関・団体の参画と協力を得ながら推進するため、「名張市共生地域デザイン会議」（旧名張市自立支援協議会）を核としたネットワークを利用することにより、情報交換や関係機関の連携に努めるとともに、市独自の就労支援策として設置した名張市障害者人材センターにおいて就職面接会の開催や企業への啓発など障害者雇用の促進に向けた取組みを行っていきます。また、平成 21 年 2 月に発足した名張市障害者アグリ雇用推進協議会において、障害者の農業分野への就労に向けた取組みを進めており、新たな分野での雇用拡大に努めます。

計画量に対し、特に不足が予想される就労継続支援 A 型などのサービスについては、障害のある人が地域で経済的に自立した生活基盤を築くための基礎となることから、ネットワーク機能を最大限に活用して、特別支援学校の伊賀つばさ学園や他の施設との連携を取りつつ対応策を検討、協議してまいります。

（１）生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分 3（施設入所支援を利用する場合は区分 4）以上である人、または年齢 50 歳以上で障害支援区分 2（施設入所を利用する場合は区分 3）以上である人に対して、昼間入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作活動などの機会を提供します。

数値目標は、障害者手帳交付者の増加と特別支援学校卒業生数等の動向を踏まえたものです。

項 目		27 年度	28 年度	29 年度
生活介護	延べ利用日数／月 （単位：日）	4,592	4,770	4,794
	利用者数／月 （単位：人）	205	212	214

（２）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では、地域生活を営むうえで身体機能、生活能力の維持、向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では、地域生活を営むうえで生活能力の維持、向上などの支援が必要な知的障害、精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

数値目標は、障害者手帳交付者の増加と地域移行を踏まえたものです。

項目		27年度	28年度	29年度
機能訓練	延べ利用日数／月 (単位：日)	45	45	45
	利用者数 (単位：人)	2	2	2
生活訓練 (宿泊型を含む)	延べ利用日数／月 (単位：日)	90	90	90
	利用者数 (単位：人)	4	4	4

(3) 就労移行支援

一般就労などを希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの就労または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

数値目標は、福祉施設からの移行者や特別支援学校卒業者数の動向を考慮しつつ、1人当たり月最大日数(およそ23日)の利用を見込んだものです。

項目		27年度	28年度	29年度
就労移行支援	延べ利用日数／月 (単位：日)	270	314	337
	利用者数 (単位：人)	12	14	15

(4) 就労継続支援(A型・B型)

就労に必要な知識、能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、必要な訓練(就労継続支援A型)を行います。

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練(就労継続支援B型)を行います。

数値目標は、一般就労希望者の動向を踏まえ、1人当たり月最大日数(およそ23日)の利用を見込んだものです。

項目		27年度	28年度	29年度
A型 (雇用型)	延べ利用日数/月 (単位:日)	540	628	718
	利用者数 (単位:人)	24	28	32
B型 (非雇用型)	延べ利用日数/月 (単位:日)	3,780	4,304	4,596
	利用者数 (単位:人)	168	192	205

(5) 療養介護

医療を必要とし、常時介護を要する障害のある人を対象とし、主に昼間、病院その他施設などで行なわれる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

数値目標は、重度障害者の動向を踏まえたものです。

項目		27年度	28年度	29年度
療養介護	利用者数 (単位:人)	7	7	7

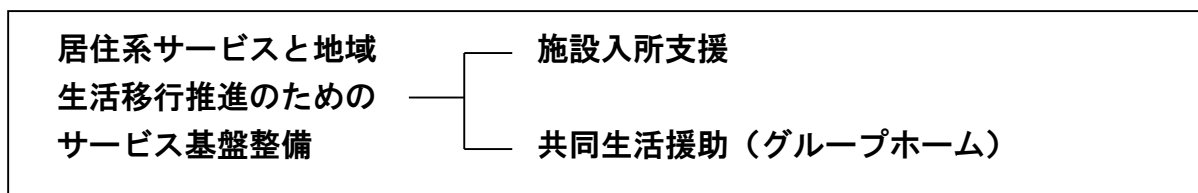
(6) 短期入所

居宅で介護する人が病気等の理由により、支援を必要とする障害のある人(児)に対して、短期間入所する中で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

数値目標は、在宅障害者の動向を踏まえ利用を見込んだものです。

項目		27年度	28年度	29年度
短期入所	延べ利用日数/月 (単位:日)	368	424	480
	利用者数 (単位:人)	46	53	60

3. 居住系サービスと地域生活移行推進のためのサービス基盤整備



<現状と課題>

障害のある人が自らの暮らし方を選択し、地域で自立した生活を続けるためには、安心して生活できる住居の確保が重要です。選択肢として、自宅等での生活のほか、共同生活援助（グループホーム）があります。施設入所者や退院可能な精神障害のある人の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化等による家族介護力の低下などを背景に、グループホームへの需要が高まっていることから、さらなる基盤整備を行うと共に支援する世話人の確保が重要課題と考えます。

施設入所支援についても、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことに加え、待機者も存在していることから、その解消を図ることも必要です。

<方策と目標>

障害のある人が地域の中であたりまえに暮らせる共生社会の実現に向け、障害のある人の地域生活を積極的に促進します。このためには、適切な援助に基づき、共同生活を営みながら社会性を獲得し、自立した社会生活を送るための地域生活の基盤となるグループホームの整備が不可欠です。グループホームの設立を望む事業者に対し、地域住民の理解と協力の要請や施設として利用できる空き家などの情報提供など、円滑な設置が出来るよう必要な支援を実施します。

また、重い障害や家庭の事情から、施設入所が必要な人については、認定審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、圏域の調整会議等において利用決定を行い、適正なサービスが利用できるようにします。

多様化するニーズを分析すると、精神障害のある人のニーズは定型的な居住形態のサービスだけのニーズではないことから、グループホームの整備促進と並行して、一般の賃貸住宅等も社会資源の一つとして活用する方策も検討するなど、多様なニーズに対応できる住環境の整備を図ります。

（1）施設入所支援

障害の程度や家族の状況により自宅で生活できない障害のある人を長期に預かり、必要な介護とともに生活訓練や作業訓練を行い、自立を支援します。

数値目標は平成 25 年度末時点の施設入所者数を基礎として、地域生活移行の数値目標数を控除したうえで必要と判断される数を加えた数にしました。

(月間)

項 目		27 年度	28 年度	29 年度
施設入所支援	利用者数 (単位：人)	63	62	57

(2) 共同生活援助(グループホーム)

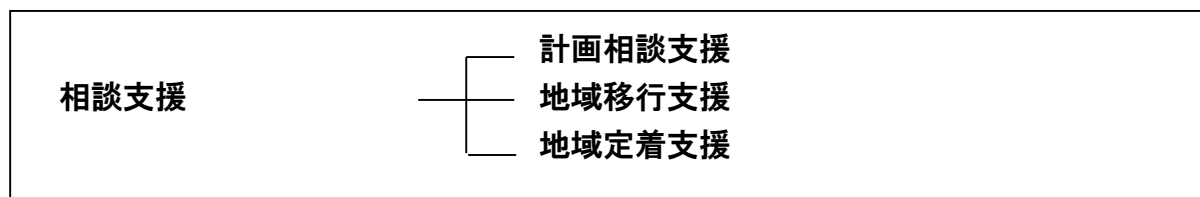
就労、または生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害のある人や精神障害のある人であって、日常生活上の援助を必要とし、主に夜間、共同生活を営む住居において、相談その他日常生活上の援助をし、地域で自立した生活のための援助を行います。

平成 26 年 4 月から共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に統合されました。

数値目標は、施設入所者の地域生活移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数等を勘案して、利用者数及び量を見込んだものです。

項 目		27 年度	28 年度	29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (単位：人)	75	80	85

4. 相談支援サービス



<現状と課題>

相談支援事業者は、サービス等利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリングを行っており、平成 26 年度末までに、障害福祉サービスの利用者すべてに対し、計画相談を通じたサービス等利用計画作成を実施することになってはいますが、名張市は県下で高い計画作成率で推移しています。

平成 25 年 4 月に名張市地域包括支援センターが基幹相談支援業務を受け持ち、総合的な相談業務や地域の相談事業所の支援を行い、相談支援の充実を図っています。

<方策と目標>

相談の中には、複合的な問題を抱え、対応が難しく総合的な対応が求められる事例も多いことから、更に専門相談窓口との連携・協働に努めます。

また、相談支援事業所が障害のある人（児）の抱える課題の解決やサービス利用に向けたきめ細かなケアマネジメントが適切に行えるよう、具体的な困難事例に対する指導・助言、資質の向上を目的とした名張市共生地域デザイン会議(旧名張市自立支援協議会)相談部会等の運営を行っており、今後も研修の充実を図ります。

施設入所者や精神科入院者が地域に移行する場合には、関係機関と連携を強化して、個別支援計画の作成、相談支援を担う人材の育成と確保に努め、相談支援事業者の体制整備などの支援を行っていきます。

数値目標は、障害者の増加動向を踏まえ、サービス等利用計画作成対象者数の増加を見込んだものです。

(1) 地域移行支援

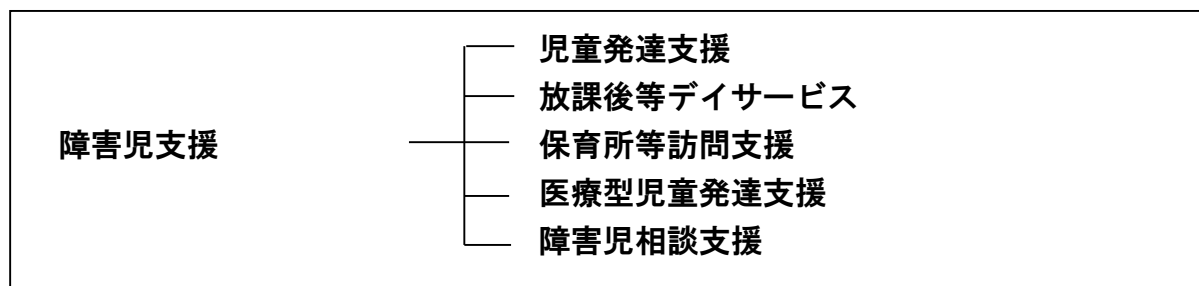
障害者支援施設、精神科病院に入所または入院している障害のある人を対象に住居の確保とその他地域生活へ移行するための支援を行います。

(2) 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

項 目		27 年度	28 年度	29 年度
相談支援 (計画作成)	年間利用者数 (単位：人)	750	800	850
地域移行支援	年間利用者数 (単位：人)	10	10	10
地域定着支援	年間利用者数 (単位：人)	2	2	2

5. 障害児支援サービス



<現状と課題>

身近な地域で療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて、適切な訓練等支援を行います。名張市では児童発達支援が定員 10 名から 16 名に増員され、放課後等デイサービスは 2 か所で定員 40 名となっていますが、特に中学生を対象にまだ不足している状況です。また、保育所等訪問支援については、地域の保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校への認知も得られてきましたが、連携・協同への課題が残されています。

障害福祉サービスの利用者すべてに対し、計画相談を通じた障害児支援利用計画作成を平成 26 年度末までに実施することとなっています。障害のある児童についても、障害福祉サービスを利用される際には、障害児支援利用計画を作成することになっていますが、名張市においては平成 25 年度までに完全実施しました。

<方策と目標>

子どもの発達のためには、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携による、0 歳から 18 歳までの途切れのない支援が必要です。

名張市では、平成 24 年 4 月に子ども発達支援センターを機関設置し、平成 25 年 4 月には同センターと名張市教育センターを併設する名張市子どもセンターを開設しました。名張市子どもセンターには発達障害の療育部門を社会福祉法人名張育成会が運営する「児童発達支援センターどれみ」、医療部門を市立病院の小児発達支援外来がそれぞれ設置されることで、既存の地域資源を活用した連携を行っています。更に各関係機関が連携し、総合的に支援できるシステムの構築を図っていきます。

数値目標は、現在放課後等デイサービスや日中一時支援を利用している障害児数等を勘案し利用を見込んだものです。

(1) 児童発達支援

身近な地域で療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

(2) 放課後等デイサービス

学校授業終了後や休業日に生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進などを行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

(4) 医療型児童発達支援

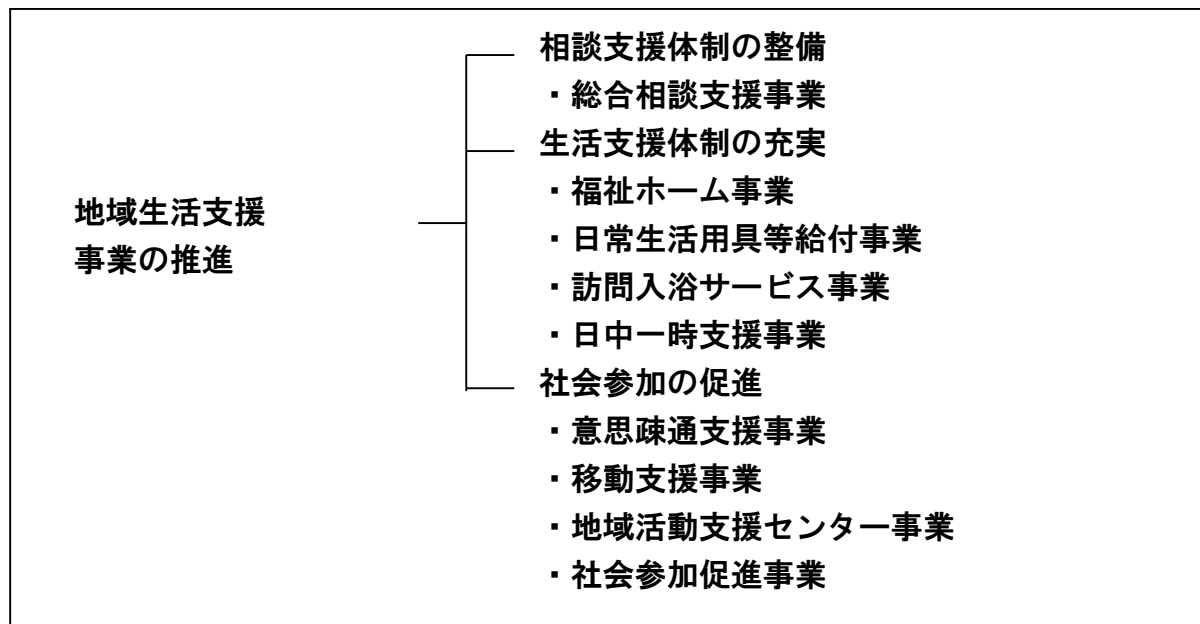
上肢、下肢または体幹の機能の障害がある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

(5) 障害児相談支援

基本相談のうえ、障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある児童の自立した生活を支え、障害のある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

項 目		27 年度	28 年度	29 年度
児童発達支援	延べ利用日数／月 (単位：日)	230	255	280
	利用者数 (単位：人)	46	51	56
放課後等デイ サービス	延べ利用日数／月 (単位：日)	820	920	1020
	利用者数 (単位：人)	82	92	102
保育所等訪問 支援	延べ利用日数／月 (単位：日)	30	30	30
	利用者数 (単位：人)	15	15	15
医療型児童 発達支援	延べ利用日数／月 (単位：日)	0	0	0
	利用者数 (単位：人)	0	0	0
障害児相談 支援 (計画相談)	利用者数 (単位：人)	184	196	208

6. 地域生活支援事業の推進



<現状と課題>

障害のある人が地域で生活していくためには、介護等の福祉サービスを受けるだけでなく、生きがいや社会参加など質の高い暮らしを実現できるよう支援する必要があります。相談支援事業では、気軽に相談できる窓口を望む声もあり、名張市では、本人の必要とする情報の活用や生活全般を総合的に支援する相談体制の充実を進めてきました。また、昨今、障害のある人や高齢の人が被害者となる詐欺事件等が頻発する中、障害のある人の権利擁護や財産管理などの相談、援助体制の充実が必要となってきています。

名張市では、平成25年4月に「基幹相談支援業務」を名張市地域包括支援センターが担うこととなり、平成24年10月に設置された「虐待防止センター」も地域包括支援センター内に移り、相談窓口の集約を図りつつ、様々な機関が連携して支える体制づくりを進めています。

さらに、障害のある人の社会参加を保障することは、本人の自己実現にとどまらず、障害のある人もない人も共に生きる誰もが暮らしやすい質の高い社会の実現につながることから、移動やコミュニケーション手段の確保、様々な生活支援や生涯学習、並びにスポーツなど、幅広い社会活動を通じて、同じ障害をもつ者同士をはじめ、地域の多様な人々との交流機会の充実が求められています。

特に、移動支援については、名張市の交通基盤や地理的な問題もありニーズも高い状況にあります。移動支援事業のサービスはありますが、サービスを利用できる事業所が十分整備されておらず、利用したい時に利用できないなど利用者の希望に添えない状況ですが、名張市内に運行されているナッキー号等のコミュニティバスについて、平成26年4月より、障害者手帳等を提示することにより、本人、介護人、付添人の運賃が免除されるようになりました。

＜方策と目標＞

相談支援の取組に当たっては、地域の社会資源などの情報提供や、障害福祉サービスをどのように組み合わせる使用かといったコーディネート機能が重要となることから、名張市共生地域デザイン会議(旧名張市自立支援協議会)を基盤としたネットワークを活用し効率的な事業実施を図ります。

あわせて、本人の希望や状況に合わせてその人らしい生活が送れるよう効果的な支援を行うため、重層的な相談支援体制を構築し、ケアマネジメント体制の充実と質の向上に努めます。

また、発達障害や高次脳機能障害等の相談支援の在り方の研究などを進めていくとともに、困難ケース等の情報を各支援者が共有し、ネットワーク全体で解決していくような体制構築に努めます。

障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援するため、名張市社会福祉協議会内に設置された「なばり地域権利擁護センター」において、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）により福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理及び書類などの預かりといった支援を契約に基づいて提供するほか相談を引き続き行います。

また、成年後見制度を利用しやすくするために、相談や申立ての支援、後見人の人材育成・サポート、法人後見支援等を行う機関として、名張市と伊賀市で「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置しています。また、名張市社会福祉協議会内にある「なばり地域権利擁護センター」において、親族関係や経済的な理由等により適切な後見人等を得られない方を対象に法人による後見の受任（法人後見）を行い、支援の充実を図ります。

障害のある人の社会参加を積極的に進めるため、あらゆる活動に参加するための移動の支援を充実するとともに、障害に応じた、手話や点字などのコミュニケーション手段の充実を図ります。

さらに、障害のある人の活動を支援し、積極的に社会への参加が図れるよう、多様な交流事業や障害のある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業などを推進します。

移動支援については、ニーズが高く、サービスを利用する全ての障害者に対応するため専門的人材育成及び新規事業所の開拓、それを補完する移送サービスの充実に努めます。

（１）相談支援体制の整備

①総合相談支援事業

平成 25 年 4 月、名張市地域包括支援センターが基幹相談支援センター機能を受け持ち、地域における相談支援の中核的な役割を担うこととなりました。

障害のある人、とりわけ重度障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むため、様々な福祉サービスの情報提供やサービスのコーディネート

行う相談体制を充実します。

相談の専門員は、障害特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験を積むとともに、県との連携のもと、研修等の機会を活用し、資質の向上を図ります。

民生委員・児童委員や「まちの保健室」など身近な地域の様々な相談機能を活かしつつ、多様な機関と連携して総合的かつ継続的に相談支援が行える相談窓口を設置し、重層的な相談体制を構築していきます。

さらに、障害当事者の立場での相談体制の充実も求められていることから、相談員（ピアカウンセラー）についても、市が委嘱し、相談体制の充実を図り、地域全体で障害のある人を見守っていただける体制の強化を図ります。

（２）生活支援体制の充実

①福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時介護、医療を必要とする状態にある人を除く）を対象に、現に住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

福祉ホームは市内には無いので、鈴鹿市にある福祉ホームを利用します。

数値目標は、身体障害者の利用者の動向を踏まえたものです。

項目		27年度	28年度	29年度
福祉ホーム事業	利用者数 (単位：人)	1	1	1

②日常生活用具等給付事業

障害のある人（児）の在宅での日常生活の利便をはかるため、障害の種類と程度に応じて各種の用具を給付します。

数値目標は、障害者手帳交付者の増加動向を踏まえたものです。

項目		27年度	28年度	29年度
日常生活用具給付	年間決定件数 (単位：件)	551	568	585

③訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人を対象に、入浴サービスを提供します。

数値目標は、利用者の動向を踏まえたものです。

項目		27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	利用者数 (単位：人)	1	1	1

④日中一時支援事業

日中において介護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人（児）を預かり、障害のある人（児）の日中活動の場の提供と介護者のレスパイト（休息）を目的として行います。

数値目標は、利用者の動向を踏まえたものです。

項目		27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	延べ利用回数／月 (単位：回)	142	146	150
	利用者数 (単位：人)	954	983	1012

(3) 社会参加の促進

①意思疎通支援事業

視覚、聴覚、言語機能、音声機能に障害のある人のために、市に設置の通訳者がコーディネートを行い、手話通訳者や要約筆記者を派遣、又は、点訳や音訳などで、障害のある人のコミュニケーション支援を行います。

数値目標は、手話通訳者や点訳奉仕員の養成に努め、利用者の増加を見込むものです。

項目		27年度	28年度	29年度
意思疎通支援事業	年間派遣件数 (単位：件)	80	85	90

②移動支援事業

障害のある人（児）であって、市が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動

などへの社会参加を促進します。

数値目標は、利用者の動向を踏まえたものです。

項目		27年度	28年度	29年度
移動支援事業	延べ時間／月 (単位：時間)	577	594	612
	利用者数 (単位：人)	62	64	66

③地域活動支援センター事業

各機能を備えたセンターを通じ、生活支援の相談や創作活動などの機会を提供し、日中の居場所機能と地域生活支援の促進を図ります。

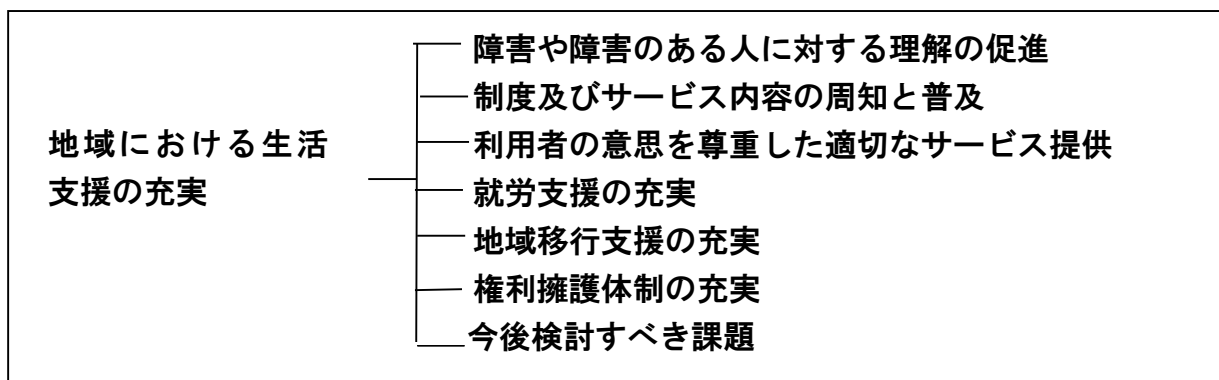
数値目標は、障害者手帳交付者の増加と生活介護等のサービス利用者の動向を踏まえたものです。

項目		27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター事業	利用者数 (単位：人)	76	78	80

④社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進と交流促進を図るとともに、文字による情報入手が困難な希望者に、点訳や音訳による市の広報を定期的に提供します。また、手話や点字などの奉仕員養成講座事業を実施し、コミュニケーション支援の充実を図り、社会参加を促進します。

7. 地域における生活支援の充実



<現状と課題>

近年、障害者権利条約の締結(平成 26 年 1 月)にともない、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の制定など障害のある人の権利を守る法整備が急速に進められました。これらのめざすところは、障害のある人が保護の対象から権利の主体となり、障害のない人とともに生きる社会の実現です。また、障害者総合支援法では、地域生活への移行と就労支援を重点に施策を進めることとなっていますが、これらを進めていくためには、地域や職場における障害や障害のある人への理解が必要不可欠です。

名張市においては、障害のある人の正しい理解とノーマライゼーションの普及を目的に啓発事業の開催や福祉ビデオの活用を通じ、各種の研修や人権講座の開催を行っています。さらに、子どもの頃からの福祉教育の重要性から、小・中学校や高校において、福祉協力校としての取組を行っています。

また、市民ボランティアの活動も活発になり、「車イス用駐車場とめませんキャンペーン」などの活動にも積極的な参加を得ています。今後、ますます障害者理解の普及や啓発活動の輪が広がることが期待されています。

近年、障害者施策をはじめ福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者がその内容を把握しきれない状況にあり、利用者が自分の意思でサービスを選択し、利用していくためには、制度やサービス内容を把握し理解することが必要です。

そういった利用者の意思と選択に基づきサービスが提供されるためには、サービス等利用計画作成におけるケアマネジメントの充実を図る必要があります。

また、障害のある人が地域で生活していくには、必要なサービスを身近な地域で受けられることが大切です。

福祉サービスは量だけでなく、質の向上も求められており、今後必要なサービスの確保だけでなく、福祉事業に従事する人材の資質の向上やサービスに関する苦情解決・相談体制を充実していくことが必要です。

障害のある人が自立するためには、福祉的就労から一般就労への移行など、雇用の促進が何より大切です。施設においては、就労しようという意欲や能力のある人

を後押しし、就労へと結びつけていくことが求められています。安定した収入確保のためにも一般企業への雇用拡大が望まれます。

さらに雇用拡大を図るためには、農業分野への就労など新たな分野の開拓や、雇用につながった一般就労の定着を図る支援体制の強化が求められます。

また、発達障害者（児）も含めた就労支援策や、福祉施設から地域移行、病院から地域移行を促進するための受け皿として、グループホームの確保も必要となっています。

<方策と目標>

地域における生活支援の充実を図るため、次のような本市の具体的な取組を強化します。

（１）障害や障害のある人に対する理解の促進

市においては、グループホームなどの開設の際には、事業所とともに地元説明会を開催し、地域理解を求めています。今後も引き続き啓発に努めるとともに、関係機関や関係団体との連携を強化し、企業や地域社会に積極的に働きかけていきます。

また、名張市共生地域デザイン会議（旧名張市自立支援協議会）において、障害者文化教室や講演会等を実施し、教養啓発事業の強化を図るとともに、障害者権利条約締結に伴う法改正の周知を図る啓発活動に取り組み、障害のある人となない人がともに暮らせる地域社会づくりをめざします。

（２）制度及びサービス内容の周知と普及

現在、新規の手帳交付者には、サービスや相談機関などを記載した「名張市の障害福祉ガイドブック」を配布し、情報提供を行っているところですが、常に新しい情報を盛り込みながら、引き続き周知に努めてまいります。また、サービス利用の申請から利用開始までの流れを示したリーフレットを用意し、計画相談の必要性の説明等周知を図っています。

さらに、障害のある人の地域生活を支援する相談窓口や地域に身近な「まちの保健室」の相談・情報提供機能の向上を図るとともに、市の広報やホームページを活用し、制度の周知や普及に努めます。

（３）利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

障害のある人や家族からの相談に応じて、個々の心身の状態やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定がなされるよう、包括的なケアマネジメント体制の構築を図ります。

障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援するよう、日中活動の場を確保し、本人の意思や状態・状況に応じて多様なサービスの選択ができるよう充実を図っていきます。

さらに、サービスの苦情については、早期解決が図れるよう必要な指導をするとともに、困難事例については、関係機関の共通課題として適切な解決策の検討を行います。

(4) 就労支援の充実

障害の特性に合った就労形態や雇用の場の創設を促進するため、ハローワーク、就業・生活支援センター等と連携し、障害のある人が働きやすい環境づくりに努めていきます。

名張市独自の就労支援具体策として立ち上げた「名張市障害者人材センター」や「障害者アグリ雇用推進協議会」を活用して、障害者の就労支援を推進します。

また、名張市共生地域デザイン会議(旧名張市自立支援協議会)と伊賀市障がい者地域自立支援協議会の連携のもと、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の専門部会を核に、雇用促進のネットワークの構築と課題解決を進めます。

(5) 地域移行支援の充実

地域での生活を希望する施設入所者や入院中の精神障害者が、地域で自立した生活をおくれるよう、ケアマネジメント従事者を中心に様々な機関が連携・協働して地域移行前から地域移行後まで継続的な支援を行います。

地域生活に不安なく移行できるよう、制度・サービスに関する情報提供や具体的な支援計画を行い、地域生活での日中活動の場との関係づくりを支援します。

地域住民の理解と協力を求めるとともに、グループホームの確保、ひとり暮らし向けのアパートや一般住居の確保など、地域移行のための環境整備にも努め、移行後も地域生活における支援を継続して行き、相談支援・権利擁護体制の充実強化を図り安心・安全の確保に努めます。

また、これらの取組みが円滑に進むよう、関係機関との連携を図りながら、地域の受け皿の体制整備に努めます。

(6) 権利擁護体制の充実

障害の有無によって分け隔てられることのない、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会において、障害のある人は、社会の平等な一員、すなわち権利の主体に位置づけられます。近年、障害者権利条約の締結に合わせて、障害のある人の権利を擁護する法整備が進められています。

平成 24 年 10 月には、障害者虐待防止法の施行に合わせ、名張市においても障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待対応の窓口として活動しています。

虐待事案があった場合に対応するほか、関係機関と連携して、地域社会において障害のある人が安心して暮らすことができるよう、権利擁護の啓発に努めます。

平成 28 年 4 月より差別解消法が施行され、障害を理由とした不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止されます。障害のある人の社会的障壁を除去するため、周知、啓発に努めます。

(7) 今後検討すべき課題

計画の一層の推進を図っていくために、以下の課題を今後検討していく必要があります。

- ① 地域移行のためには居住の場の整備が必要であり、グループホームを支援する世話人の人材確保が必要となっています。
- ② 地域社会を支えるには、ヘルパー事業所の充実が不可欠ですが、ヘルパーの人材確保が求められています。
- ③ 様々なサービスを支えるため有償ボランティアの仕組みや、定年退職者などの活用の場づくりの検討も必要です。
- ④ 地域生活には、居住の場と共に就労の場が重要です。一般企業等への就労拡大と共に現在進められている名張市アグリ雇用推進事業の一層の充実が求められます。
- ⑤ 地域では、障害のある人との交流の機会が少なく障害のある人の理解を深めるためには、芸術やスポーツのほか、中間的就労として農業分野にも着目した交流の場づくりの取組みが必要です。
- ⑥ 途切れのない支援を行うため、「名張市教育センター」「名張市子ども発達支援センター」をはじめ、市内のさまざまな関係機関、団体との十分な連携が必要です。

第4章 計画の推進体制

1. 総合的な取組の推進

本計画を着実に推進していくために、障害者関係団体や医療、教育、福祉などの関係者で構成する「名張市障害者施策推進協議会」、「名張市共生地域デザイン会議(旧名張市自立支援協議会)」等の意見を尊重しながら、計画の進捗状況の確認及び推進方法の検討を行ない、制度の適切な運営と施策の総合的な推進を図ります。

2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障害のある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、市だけでなく市民、各種関係機関・団体、民間企業等の協力が必要であることから、地域で連携しながら計画の推進を図ります。

3. 国、県との連携

本計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国、県との連携を強化し、制度改正などの変化に対応した施策を展開していきます。

また、制度に関しての問題点や課題は、県を通じ国へ要望していきます。

4. 協議会の活用

名張市では、障害者が住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らすことができるよう地域における相談支援体制のネットワーク整備等に関し、中核的な役割を果たすことを目的として、名張市共生地域デザイン会議を設置しています。この協議会は、名張市の福祉、保健、医療、教育、雇用の各分野の代表的支援機関、障害福祉サービス事業者、障害者団体の代表者などにより構成され、平成19年4月に名張市自立支援協議会として設置されました。その後、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたのに伴い、名張市障害福祉連絡協議会を経て、平成25年8月より現在の名張市共生地域デザイン会議に名称を変更しました。

協議会には、相談部会、就労事業所部会、精神保健福祉部会(旧地域移行部会)、権利擁護部会、療育部会の5つの専門部会が設置され、誰もが暮らしやすい地域生活の構築に向けた情報交換・研究などを行っています。

本計画の進捗に係る分析及び評価を実施する際には、協議会に諮り、進捗状況の確認、課題等の認識及び改善に向けた取組み等検討を行います。また、専門部会を通して目標等の共有を図り、計画相談等においてサービス等利用のマネジメントに反映していくとともに、課題等の抽出を行い、計画見直しの際にはフィードバックを図っていきます。

今後も、関係各機関が連携して、障害のある人とない人がともに生きていく地域社会の実現をめざしていきます。

第5章 計画の見込量（数値目標）

			27年度	28年度	29年度	
訪問系 サービス	居宅介護	延べ時間／月 (単位:時間)	2,091	2,154	2,219	
		利用者数 (単位:人)	103	107	110	
	重度訪問介護	延べ時間／月 (単位:時間)	8	8	8	
		利用者数 (単位:人)	1	1	1	
	同行援護	延べ時間／月 (単位:時間)	250	275	300	
		利用者数 (単位:人)	10	11	12	
	行動援護	延べ時間／月 (単位:時間)	48	64	80	
		利用者数 (単位:人)	3	4	5	
	重度障害者等包括支援	延べ時間／月 (単位:時間)	0	0	0	
		利用者数 (単位:人)	0	0	0	
	日中 活動系 サービス	生活介護	延べ日数／月 (単位:日)	4,592	4,770	4,794
			利用者数 (単位:人)	205	212	214
自立訓練 (機能訓練)		延べ日数／月 (単位:日)	45	45	45	
		利用者数 (単位:人)	2	2	2	
自立訓練 (生活訓練・宿泊型含む)		延べ日数／月 (単位:日)	90	90	90	
		利用者数 (単位:人)	4	4	4	
就労移行支援		延べ日数／月 (単位:日)	270	314	337	
		利用者数 (単位:人)	12	14	15	
就労継続支援 (A型)		延べ日数／月 (単位:日)	540	628	718	
		利用者数 (単位:人)	24	28	32	

			27年度	28年度	29年度
日中 活動系 サービス	就労継続支援 (B型)	延べ日数/月 (単位:日)	3,780	4,304	4,596
		利用者数 (単位:人)	168	192	205
	療養介護	利用者数 (単位:人)	7	7	7
	短期入所	延べ日数/月 (単位:日)	368	424	480
利用者数 (単位:人)		46	53	60	
居住系 サービス	共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (単位:人)	75	80	85
	施設入所支援	利用者数 (単位:人)	63	62	57
相談支援	相談支援 (計画作成)	年間利用者数 (単位:人)	750	800	850
	地域移行支援	年間利用者数 (単位:人)	10	10	10
	地域定着支援	年間利用者数 (単位:人)	2	2	2
障害児 支援	児童発達支援	延べ日数/月 (単位:日)	230	255	280
		利用者数 (単位:人)	46	51	56
	放課後デイサービス	延べ日数/月 (単位:日)	820	920	1,020
		利用者数 (単位:人)	82	92	102
	保育所等訪問支援	延べ日数/月 (単位:日)	30	30	30
		利用者数 (単位:人)	15	15	15

			27年度	28年度	29年度
障害児 支援	医療型児童発達支援支援	延べ日数/月 (単位:日)	0	0	0
		利用者数 (単位:人)	0	0	0
	障害児相談支援 (計画作成)	年間利用者数 (単位:人)	184	196	208
地域生活 支援事業	意思疎通支援事業 (手話通訳・要約筆記派遣)	年間派遣件数 (単位:件)	80	85	90
	移動支援事業	延べ時間/月 (単位:時間)	577	594	612
		利用者数 (単位:人)	62	64	66
	日常生活用具等給付事業	年間決定件数 (単位:件)	551	568	585
	日中一時支援事業	延べ利用回数/月 (単位:回)	954	983	1,012
		利用者数 (単位:人)	142	146	150
	福祉ホーム事業	利用者数 (単位:人)	1	1	1
	訪問入浴サービス事業	利用者数 (単位:人)	1	1	1
地域活動支援センター事業	利用者数 (単位:人)	76	78	80	